

調達要求番号:12-05-0728-4135

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	国内委託教育（語学・英語）	DIH-LS-17015C	
		大臣 承認	平成 年 月 日
		作成	平成29年 7月20日
		改正	平成30年 7月18日
			令和 3年 7月 6日
作成	情報本部総務部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部で実施する国内委託教育（語学・英語）の必要な事項について規定する。

## 2 教育に関する要求

### 2.1 教育目標・教育成果

- a) 通訳上級クラスにおいては、意見交換会議における同時通訳を可能とすることを目標とし、同時通訳能力の完成を成果とする。
- b) 通訳中級クラスにおいては、意見交換会議における高度な逐次通訳を可能とすることを目標とし、リテンション、リプロダクション等の逐次通訳能力の完成を成果とする。
- c) 通訳初級クラスにおいては、表敬の他、意見交換における逐次通訳を可能とすることを目標とし、リテンション、リプロダクション等の逐次通訳能力の向上を成果とする。
- d) 通訳準備クラスにおいては、表敬における逐次通訳を可能とすることを目標とし、通訳技法を正確に理解し、英語能力の更なる向上を成果とする。
- e) 英語上級クラスにおいては、正確な英語の翻訳力や意見交換会議における個人の発表能力の向上を目標とし、聞く、読む、話すといった総合的な英語能力の向上を成果とする。

### 2.2 教育期間

教育期間は、調達要領指定書により規定する。

### 2.3 教育時間数

各クラスの総時間数は30時間以上とする。

### 2.4 教育スケジュール

平日は1800以降開始を基準とし、土日の受講を含むものとする。また予定されていた授業が契約相手方の都合で実施できなくなった場合、振替え授業を行うこと。

### 2.5 教育実施場所

都内23区内又はオンラインにおける受講とする。

### 2.6 教育受講クラス・人員

教育受講クラス・人員は、調達要領指定書により規定する。

### 2.7 教材

契約相手方が準備する。

### 3 成果測定等

#### 3.1 レベルチェック

受講前にレベルチェックを行い、その内容を速やかに官側へ報告する。

#### 3.2 受講クラスの変更

3.1の結果による受講クラスの変更については、官側の承認を必要とする。また受講後、レベルチェックで判定・受講したクラスとは異なるクラスに変更する必要性が生じた場合、官側の承認を得た上、これを変更する。

#### 3.3 成果測定

教育期間中の中間・期末に成果測定を実施すること。なお期末の報告は調達要領指定書に規定する。

### 4 品質保証

#### 4.1 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官が定める監督及び検査実施要領による。

#### 4.2 その他

- a) 官側は、必要の都度、契約相手方での教育について、現場確認を実施するものとする。
- b) 契約相手方は、毎月、受講者の出席状況を通知するものとする。

### 5 その他の指示

- a) 同等品リスト以外の入札参加希望者は、入札実施前の定める期日までに、教育目標、授業内容、授業実施期間、実施回数、実施時間、他省庁との契約を含む運営実績等を含む教育に関する実施概要書を支出負担行為担当官に提出し、承認を得るものとする。
- b) この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	12-05-0728-4135
	調達要求年月日	令和5年7月28日
	作成部課	情報本部総務部
	作成年月日	令和5年7月26日
品名	国内委託教育（語学・英語）	
仕様書番号	DIH-LS-17015C	

## 2.2 教育期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間とする。

## 2.6 教育受講クラス・人員

教育受講クラス（予定）	人員（予定）
通訳中級	1人
通訳初級	1人
通訳準備	12人
英語上級	0人

## 3.3 成果測定

教育期間終了までに、当該受講者の教育による習得度合いを測定し、入学時と終了時を比較した客観的な評価を書面（様式は随意）にして官側に提出すること。

調達要求番号: 12-05-0728-4138

情報本部仕様書		
物品番号	仕様書番号	
品名 又は 件名	国内委託教育（語学・中国語）	
	DIH-LS-17017C	
	大 臣 認	平成 年 月 日
	作 成	平成29年 7月20日
	改 正	平成30年 7月18日
令和 3年 7月 6日		
作 成	情報本部総務部	

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部で実施する国内委託教育（語学・中国語）の必要な事項について規定する。

2. 教育に関する要求

2.1 教育目標・教育成果

- a) 通訳上級クラスにおいては、意見交換会議における同時通訳を可能とすることを目標とし、同時通訳能力の完成を成果とする。
- b) 通訳中級クラスにおいては、意見交換会議における高度な逐次通訳を可能とすることを目標とし、リテンション、リプロダクション等の逐次通訳能力の完成を成果とする。
- c) 通訳初級クラスにおいては、表敬の他、意見交換における逐次通訳を可能とすることを目標とし、リテンション、リプロダクション等の逐次通訳能力の向上を成果とする。
- d) 通訳準備クラスにおいては、表敬における逐次通訳を可能とすることを目標とし、通訳技法を正確に理解し、中国語能力の更なる向上を成果とする。
- e) 中国語上級クラスにおいては、正確な中国語の翻訳力や意見交換会議における個人の発表能力の向上を目標とし、聞く、読む、話すといった総合的な中国語能力の向上を成果とする。

2.2 教育期間

教育期間は、調達要領指定書により規定する。

2.3 教育時間数

各クラスの総時間数は30時間以上とする。

2.4 教育スケジュール

平日は1800以降開始を基準とし、土日の受講を含むものとする。また予定されていた授業が契約相手方の都合で実施できなくなった場合、振替え授業を行うこと。

2.5 教育実施場所

都内23区内又はオンラインにおける受講とする。

2.6 教育受講クラス・人員

教育受講クラス・人員は、調達要領指定書により規定する。

2.7 教材

契約相手方が準備する。

### 3 成果測定等

#### 3.1 レベルチェック

受講前にレベルチェックを行い、その内容を速やかに官側へ報告する。

#### 3.2 受講クラスの変更

3.1の結果による受講クラスの変更については、官側の承認を必要とする。また受講後、レベルチェックで判定・受講したクラスとは異なるクラスに変更する必要性が生じた場合、官側の承認を得た上、これを変更する。

#### 3.3 成果測定

教育期間中の中間・期末に成果測定を実施すること。なお期末の報告は調達要領指定書に規定する。

### 4 品質保証

#### 4.1 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官が定める監督及び検査実施要領による。

#### 4.2 その他

- a) 官側は、必要の都度、契約相手方での教育について、現場確認を実施するものとする。
- b) 契約相手方は、毎月、受講者の出席状況を通知するものとする。

### 5 その他の指示

- a) 同等品リスト以外の入札参加希望者は、入札実施前の定める期日までに、教育目標、授業内容、授業実施期間、実施回数、実施時間、他省庁との契約を含む運営実績等を含む教育に関する実施概要書を支出負担行為担当官に提出し、承認を得るものとする。
- b) この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	12-05-0728-4138
	調達要求年月日	令和5年7月28日
	作成部課	情報本部総務部
	作成年月日	令和5年7月26日
品名	国内委託教育（語学・中国）	
仕様書番号	DIH-LS-17017C	

## 2.2 教育期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間とする。

## 2.6 教育受講クラス・人員

教育受講クラス（予定）	人員（予定）
通訳2	1人
通訳1	1人
通訳基礎	2人

## 3.3 成果測定

教育期間終了までに、当該受講者の教育による習得度合いを測定し、入学時と終了時を比較した客観的な評価を書面（様式は随意）にして官側に提出すること。

調達要求番号: 12-05-0728-4139

情報本部仕様書		
物品番号	仕様書番号	
品名 又は 件名	DIH-LS-17016C	
	大臣 承認	平成 年 月 日
	作成	平成29年 7月 20日
	改正	平成30年 7月 18日
		令和 3年 7月 6日
作成	情報本部総務部	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部で実施する国内委託教育（語学・韓国語）の必要な事項について規定する。

## 2 教育に関する要求

### 2.1 教育目標・教育成果

- a) 通訳上級クラスにおいては、意見交換会議における同時通訳を可能とすることを目標とし、同時通訳能力の完成を成果とする。
- b) 通訳中級クラスにおいては、意見交換会議における高度な逐次通訳を可能とすることを目標とし、リテンション、リプロダクション等の逐次通訳能力の完成を成果とする。
- c) 通訳初級クラスにおいては、表敬の他、意見交換における逐次通訳を可能とすることを目標とし、リテンション、リプロダクション等の逐次通訳能力の向上を成果とする。
- d) 通訳準備クラスにおいては、表敬における逐次通訳を可能とすることを目標とし、通訳技法を正確に理解し、韓国語能力の更なる向上を成果とする。
- e) 韓国語上級クラスにおいては、正確な韓国語の翻訳力や意見交換会議における個人の発表能力の向上を目標とし、聞く、読む、話すといった総合的な韓国語能力の向上を成果とする。

### 2.2 教育期間

教育期間は、調達要領指定書により規定する。

### 2.3 教育時間数

各クラスの総時間数は30時間以上とする。

### 2.4 教育スケジュール

平日は1800以降開始を基準とし、土日の受講を含むものとする。また予定されていた授業が契約相手方の都合で実施できなくなった場合、振替え授業を行うこと。

### 2.5 教育実施場所

都内23区内又はオンラインにおける受講とする。

### 2.6 教育受講クラス・人員

教育受講クラス・人員は、調達要領指定書により規定する。

### 2.7 教材

契約相手方が準備する。

### 3 成果測定等

#### 3.1 レベルチェック

受講前にレベルチェックを行い、その内容を速やかに官側へ報告する。

#### 3.2 受講クラスの変更

3.1の結果による受講クラスの変更については、官側の承認を必要とする。また受講後、レベルチェックで判定・受講したクラスとは異なるクラスに変更する必要性が生じた場合、官側の承認を得た上、これを変更する。

#### 3.3 成果測定

教育期間中の中間・期末に成果測定を実施すること。なお期末の報告は調達要領指定書に規定する。

### 4 品質保証

#### 4.1 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官が定める監督及び検査実施要領による。

#### 4.2 その他

- a) 官側は、必要の都度、契約相手方での教育について、現場確認を実施するものとする。
- b) 契約相手方は、毎月、受講者の出席状況を通知するものとする。

#### 5 その他の指示

- a) 同等品リスト以外の入札参加希望者は、入札実施前の定める期日までに、教育目標、授業内容、授業実施期間、実施回数、実施時間、他省庁との契約を含む運営実績等を含む教育に関する実施概要書を支出負担行為担当官に提出し、承認を得るものとする。
- b) この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。



調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	12-05-0728-4139
	調達要求年月日	令和5年7月28日
	作成部課	情報本部総務部
	作成年月日	令和5年7月26日
品名	国内委託教育（語学・韓国語）	
仕様書番号	DIH-LS-17016C	

## 2.2 教育期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間とする。

## 2.6 教育受講クラス・人員

教育受講クラス（予定）	人員（予定）
通訳中級	2人
通訳初級	2人

## 3.3 成果測定

教育期間終了までに、当該受講者の教育による習得度合いを測定し、入学時と終了時を比較した客観的な評価を書面（様式は随意）にして官側に提出すること。